

○ 財務省告示第三百二十九号  
平成十一年九月十四日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、平成十一年大蔵省行二令六号～第五条第十一項の規則（平成十一年大蔵省告示第三百二十九号）に依り告示する。

國庫短期証券（第五十三回）  
財務大臣 藤井裕久

二 一 行二令六号～第五条第十一項の規則（平成十一年大蔵省告示第三百二十九号）に依り告示する。

の法発号名稱及び記

條律行項及の根拠

四 三 二 一 行二令六号～第五条第十一項の規則（平成十一年大蔵省告示第三百二十九号）に依り告示する。

用振替等替法の適

發行方法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。～格替適下へ債項五項律計号資四政  
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法、及条、第に～金号法  
市る参て札發によ下競闘を振替式第一九十九株び第二關第法～  
場も加、と行る争は受け価に日けるに付本銀もとの  
特の者財同「発行格付銀行の競争て行の」とい  
別にご務時と行るに臣行う（以下入行とす）。  
參よと大にい（以下入行とす）。  
加るに臣行う。者発応がわ～下入行とす。  
・行募各れ及一札わする。第へ限國るび価一れ。  
I以度債入価格とる。その規定

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円  規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 四 万 五  万 千 六 兆  五 二 千 二  千 百 五 千  九 七 百 二  百 十 円 百  円 九 八  億 十  四 九  千 億  五 千 百 七  四 十	額 面 金 額 度 で 四 千 二 百 八 十 一 億 円	各 當 も 各 申 て の 込 か 込 応 市 。 ら み 募 の 場 そ の う 額 特 を 別 応 内 参 割 り に 加 大 お 者 て い ご と る て 。 各 の 申 応 り い

行  
争  
非  
者  
特  
国  
入  
価  
込  
入  
価  
・  
別  
債  
札  
格  
第  
參  
市  
發  
競  
金  
發  
競  
I  
加  
場  
行  
爭  
額

行  
争  
非  
者  
特  
国  
入  
価  
込  
入  
価  
・  
別  
債  
札  
格  
第  
參  
市  
發  
競  
金  
發  
競  
I  
加  
場  
行  
爭  
額

行  
争  
非  
者  
特  
国  
入  
価  
込  
入  
価  
・  
別  
債  
札  
格  
第  
參  
市  
發  
競  
金  
發  
競  
I  
加  
場  
行  
爭  
額

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九
込期日	参加	支払額	元払額	償還期限	競争発行	債券	債券
平成二十一年九月十四日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
		支払額	支払額	償還期限	債券	債券	債券
		百円	百円	翌営業日	平成二十一年九月十四日	平成二十一年九月十四日	平成二十一年九月十四日
		に	に	に	に	に	に